

営繕工事における週休2日試行工事实施要領

1 目的

本要領は、営繕工事における週休2日の取組において労務費の補正等の試行を行うために必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(5) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、台風等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3 対象工事

本実施要領は営繕工事に適用する。

ただし、地域の実情等により対応が困難な工事は対象外とすることができる。

4 発注方式

次の①または②のいずれかによる方式を基本とする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

① 発注者指定方式

発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式

② 受注者希望方式

受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

5 積算方法等

(1) 補正方法

建設業全体で週休2日の取組が進むためには、各企業の施工体制等に応じた取組が可能となる環境の構築が必要となる。このため、最終的には、4週8休以上の現場閉所（現場休息）による週休2日の取得を目指しつつも、週休2日の取得に取り組む企業を拡大するため、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、受注者希望方式においては、4週6休以上の現場閉所（現場休息）について、状況に応じた補正係数を設定することにより、建設現場の週休2日の実現に取り組むこととする。

週休2日試行工事において、以下の①から③までの現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

① 4週8休以上（現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日）以上）

1. 05

② 4週7休以上4週8休未満（現場閉所（現場休息）率25%（7日/28日）以上28.5%未満）

1. 03

③ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所（現場休息）率21.4%（6日/28日）以上25%未満）

1. 01

(2) 積算及び変更方法

① 発注者指定方式

4週8休以上を前提に、(1)①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。その際、4週6休以上であっても、(1)②及び③の補正は考慮しない。

② 受注者希望方式

現場閉所（現場休息）の状況を確認後、(1)①から③までの現場閉所（現場休息）の状況に応じて、労務費を補正し工事費を積算し、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更する。

なお、4週6休に満たない場合及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が週休2日の取組を希望しない場合を含む）については、変更の対象としない。

6 対象工事である旨等の明示

(1) 対象工事である旨等の明示は、公告、指名通知書、入札説明書、現場説明書（以下「現場説明書等」という）により行うものとする。

(2) (1)の記載は、別記の記載例を参考にするものとする。

7 現場閉所（現場休息）の確認方法等

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

① 工事着手前

- ・ 監督員は、「現場閉所（現場休息）の予定日」を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- ・ 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

② 工事着手後

- ・ 受注者は、監督員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督員に提出する。
- ・ 監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。
- ・ 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「現場閉所（現場休息）の予定日」を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

③ その他留意事項

- ・ 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・ 監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- ・ 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ・ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。
- ・ 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(2) 週休2日試行工事の見える化

施設管理者の承諾を前提に週休2日試行工事である旨を仮囲い等に明示する。

(3) 適正な工期の確保

余裕期間制度を積極的に活用するとともに、公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。

特に新営工事については、（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

(4) 工事成績評定

沖縄県土木建築部工事成績評定要領において「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定していることから、週休2日を確保した場合は従来と同様に適切に評価する。

(5) 週休2日実施証明書

総合評価方式の運用（沖縄県土木建築部）において「週休2日実施工事実績」を評価細目として設定していることから、発注者指定方式では週休2日を確保した場合、受注者希望方式では4週6休以上を確保した場合について、週休2日実施証明書（様式1）を発行する。

(6) 元請下請の取引の適正化

週休2日試行工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないように行うものとする。

8 その他

週休2日試行工事を実施する場合は、モニタリングを実施し、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対応策を検討するとともに、工事完成日時点で受発注者へアンケート調査を実施する。また、受注者希望方式で受注者が週休2日の取組を希望しない場合は、その理由を把握する。

附則

本要領は、令和2年9月1日以降に予算執行伺いを決裁する工事から適用する。

本要領は、令和3年4月1日以降に契約を締結する工事から適用する。

(別記) 現場説明書等における記載例

【発注者指定方式の場合】

- 1 本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日試行工事（発注者指定方式）である。
- 2 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - ① 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
 - ② 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - ③ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
 - ④ 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、台風等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- 3 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日試行工事である旨を仮囲い等に明示する。
- 4 監督員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。
- 5 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.05により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。
- 6 本工事はモニタリング対象であり、現場閉所が困難となった場合には、監督員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。また、受注者は工事完成日時点で監督員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。
- 7 総合評価方式の運用（沖縄県土木建築部）において「週休2日実施工事実績」を評価細目として設定していることから、本工事が週休2日を確保した場合は、「週休2日実施証明書」を発行する。

【発注者指定方式（分離発注工事）の場合】

- 1 本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日試行工事（発注者指定方式）である。
- 2 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - ① 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場休息の日の確保を行ったと認められる状態をいう。
 - ② 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。
なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - ③ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
 - ④ 「現場休息」とは、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
 - ⑤ 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場休息の日数の割合（以下、「現場休息率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算定においては、現場閉所日及び降雨、台風等による予定外の閉所日についても、現場休息の日数に含めるものとする。
- 3 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる現場休息の予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、分離発注工事である〇〇工事、〇〇工事の受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「実施工程表」等を提出するものとする。監督員が現場休息の状況を確認するために「実施工程表」等に現場休息の日を記載し、必要な都度、監督員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日試行工事である旨を仮囲い等に明示する。
- 4 監督員は、受注者が作成する現場休息の日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場休息の日数を確認する。
- 5 4週8休以上（現場休息率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.05により労務費（予定価格のもとなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場休息の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。
- 6 本工事はモニタリング対象であり、現場休息が困難となった場合には、監督員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。また、受注者は工事完成日時点で監督員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。
- 7 総合評価方式の運用（沖縄県土木建築部）において「週休2日実施工事実績」を評価細目として設定していることから、本工事が週休2日を確保した場合は、「週休2日実施証明書」を発行する。

【受注者希望方式の場合】

1 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日試行工事（受注者希望方式）である。

週休2日の取組の希望の有無を工事着手前に監督員に工事打合せ簿等で報告するものとする。週休2日の取組を希望しない受注者は3及び4に規定する義務を負わない。

2 週休2日の考え方は以下のとおりである。

① 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

② 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

③ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

④ 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、台風等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「実施工程表」等を提出するものとする。監督員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日試行工事である旨を仮囲い等に明示する。

4 監督員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。

5 発注者は、以下の①から③までの現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、請負代金額を変更する。なお、4週6休に満たない場合は、変更の対象としない。

① 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上の場合） 補正係数1.03

② 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25%（7日/28日）以上28.5%未満） 補正係数1.03

③ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上25%未満） 補正係数1.01

6 本工事は週休2日試行工事のモニタリング対象であり、現場閉所が困難となった場合には、監督員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。また、受注者は監督員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。

7 総合評価方式の運用（沖縄県土木建築部）において「週休2日実施工事実績」を評価細目として設定していることから、本工事が4週6休以上を確保した場合は、「週休2日実施証明書」を発行する。

【受注者希望方式（分離発注工事）の場合】

- 1 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日試行工事（受注者希望方式）である。

週休2日の取組の希望の有無を工事着手前に監督員に工事打合せ簿等で報告するものとする。週休2日の取組を希望しない受注者は3及び4に規定する義務を負わない。
- 2 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - ① 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場休息の日の確保を行ったと認められる状態をいう。
 - ② 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - ③ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
 - ④ 「現場休息」とは、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
 - ⑤ 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場休息の日数の割合（以下、「現場休息率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算定においては、現場閉所日及び降雨、台風等による予定外の閉所日についても、現場休息の日数に含めるものとする。
- 3 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる現場休息の予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、分離発注工事である〇〇工事、〇〇工事の受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「実施工程表」等を提出するものとする。監督員が現場休息の状況を確認するために「実施工程表」等に現場休息の日を記載し、必要な都度、監督員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。
- 4 監督員は、受注者が作成する現場休息の日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場休息の日数を確認する。
- 5 発注者は、以下の①から③までの現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、請負代金額を変更する。なお、4週6休に満たない場合は、変更の対象としない。
 - ① 4週7休以上4週8休未満（現場休息率28.5%（8日/28日）以上の場合） 補正係数1.03
 - ② 4週7休以上4週8休未満（現場休息率25%（7日/28日）以上28.5%未満） 補正係数1.03
 - ③ 4週6休以上4週7休未満（現場休息率21.4%（6日/28日）以上25%未満） 補正係数1.01
- 6 本工事は週休2日促進工事のモニタリング対象であり、現場休息が困難となった場合には、監督員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。また、受注者は監督員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。
- 7 総合評価方式の運用（沖縄県土木建築部）において「週休2日実施工事実績」を評価細目として設定していることから、本工事が4週6休以上を確保した場合は、「週休2日実施証明書」を発行する。